

目次

食品規格・基準／健康食品

以下は平成26年現在の情報です。

食品規格・基準／健康食品

健康食品（栄養表示を含む）

健康食品については、国内的にも国際的にも定義されていない。日本では、狭義にはサプリメントタイプの製品をいう場合があるが、ここでは広義な視点から、栄養成分の強調表示を含め、栄養機能強調表示及び健康機能強調表示する食品としての表示基準を示した。

栄養表示基準-1

関連法規／規則

栄養表示を規定する特定の法律はない。

しかし、一般食品は、食品法（1967）及び食品規則（1970）で規定されている

栄養参照量（定義, NRVs-R/-NCD）

規定無し

栄養表示（適用：義務 もしくは 任意）

任意である

但し、栄養／健康強調表示を行う際は表示は義務である。

一般食品法に従い、添加された、いかなる栄養素、ビタミン、ミネラルも、ラベルに明示されなければいけない

適用される食品カテゴリー

一般食品の表示要件は、すべての包装食品に適用される

適用除外（食品カテゴリー）

規定無し

適用除外（食品事業者の規模）

規定無し

栄養成分リスト（栄養成分、記載順）

一般食品法には、ビタミンやミネラル、その他栄養物質の含有クレームを行う食品の表示は、各々規定されている単位（表9参照）で、はっきりと明示されなければならないという規定がある

その他の栄養成分

規定無し

栄養成分量の表示方法（表示方法 100g/ml、1サービング、又は1包装分あたり）

規定無し

栄養成分量の表示方法（表示する値：一定値もしくは幅表示）

規定無し

栄養成分量の表示方法（分析値もしくは計算値）

規定無し

栄養表示のための食品成分表／データベースの利用

規定無し

栄養表示のための食品成分表／データベース

規定無し

栄養成分の計算（エネルギー／たんぱく質／炭水化物／脂質）

食品技術・品質管理局（DFTQC）が公表しているネパール栄養プログラムは、栄養計算に関連している

公差と適合性（誤差範囲）

規定無し

表示方法の特色（フォーマット、%NRV、表示）

規定無し

（パッケージ正面の表示、FOP）

規定無し

栄養表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

栄養表示の管理は、実際には行われていない。しかし食品規則にもとづく一般表示は、食品技術・品質管理局によって管理されている。

査察と罰則

一般表示の査察は、定期的に食品技術・品質管理局によって実施されている。しかし、栄養表示の査察に関して、特定のプログラムはない

栄養強調表示規則-2

関連法規／規則

栄養クレームに関する特定の法令や規則はない。

食品品質の部門において制定されている法令は、食品法（1967）及び食品規則（1970）のみである

定義（栄養素含有量／比較強調表示）

規定無し

栄養素含有量強調表示

規定無し

栄養素比較強調表示

規定無し

無添加表示（糖類／ナトリウム塩の無添加）

規定無し

栄養強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

食品技術・品質管理局が一般食品の監督官庁である。しかし栄養クレームに対し特別、重点は置いていない

査察と罰則

栄養クレームの査察スケジュールはない。罰則規定もない

健康強調表示規則-3

関連法規／規則

ヘルスクレームを管理する法令や規則はない

一般食品に関する一般的な法令は、食品法（1967）及び食品規則（1970）

定義（健康強調表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

規定無し

栄養機能強調表示（栄養機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

規定無し

その他の機能強調表示（他の機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

規定無し

疾病リスク低減強調表示（適用される食品を指す名称）

規定無し

承認／認証の種類（規格基準型／事前承認型）

規定無し

承認／認証の種類（食品／特定の組成成分に対する承認）

規定無し

健康強調表示に関する科学的実証

規定無し

実証のプロセス（審査組織の構造、政府所管当局／官庁／委員会）

規定無し

実証の基準および／または効果の評価

規定無し

特定の安全性に関する事項

規定無し

再評価

規定無し

製品品質に関する事項（GMP, ISO, HACCP または他の評価尺度）

製品の認証に関する義務的な規定はない。一般食品についても、義務的な規定はない

有害事象に関する報告システム（義務／任意）

規定無し

健康強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

ヘルスクレーム監督官庁なし

査察と罰則

ヘルスクレームを謳う製品の定期的な査察スケジュールはない

ダイエタリー／フード／ヘルス サプリメントに関する関連法規／規則

適用法令無し

定義（ダイエタリーサプリメントおよび／またはフードサプリメントおよび／またはヘルスサプリメント）

一般的な食品法の定義に含まれない。別の法令もない

サプリメントの行政／順守（政府所管当局／官庁）

監督官庁なし